

加西市監査公表第1号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成27年11月30日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を、同項の規定に基づき公表する。

平成28年1月29日

加西市監査委員 金 澤 栄 一
加西市監査委員 織 部 徹

第1 請求の要旨

平成27年11月30日に提出された措置請求書によると、監査請求の要旨は次のとおりと解される。なお、請求人は、去る平成26年2月6日に提出されて、監査委員が平成26年3月24日に監査結果を通知した住民監査請求（以下「前回請求」という。）の請求人と同一である。

前回請求の水路に係る法定外公共物占用等許可に基づく産業用太陽光発電施設敷地はフェンスで囲われており、当該水路の占有は許可を得ず権原なく行われているので、法定外公共物の所有者である加西市は、法定外公共物占用等許可申請者（以下「申請者」という。）及び法定外公共物占用等権利譲受者（以下「譲受者」という。）に対して、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権（以下「損害賠償請求権等」という。）を有しているにもかかわらず行使しておらず、財産の管理を怠っている。

第2 請求の受理

平成27年11月30日付けで請求のあった本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備していると認め、平成27年12月2日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査の実施方法

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成27年12月17日に追加証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(2) 監査対象部局

本件請求は、法定外公共物占用等許可に関連するものであることから、当該業務に係る都市整備部施設管理課を監査対象部局とした。

(3) 調査の方法

請求人から提出された関係書類、請求人の陳述を検討するとともに、平成27年12月17日に監査対象部局の関係職員からの事情聴取を行った。

2 監査の期間

平成27年12月2日から平成28年1月28日まで

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

平成27年1月30日、市は該当敷地内の水路に係る法定外公共物占用等の権利を申請者から譲受者へ当初と同じ条件で譲渡を許可しているが、当該水路を含めた敷地周辺を囲うようにフェンスが設置されている状況は、前回請求時と変わ

っていない。

2 監査委員の判断

住民監査請求に関する最高裁判所の昭和62年2月20日判決によれば、普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為を違法、不当であるとしてその是正措置を求める監査請求をした場合には、特段の事情が認められない限り、当該監査請求は当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を当該普通地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものと解するのが相当とされている。

これに基づき本件請求を見てみると、前回請求は、法定外公共物所有者である市は、産業用太陽光発電施設設置のための申請者に対して、施設敷地内の当該水路に係る法定外公共物占用等許可に基づく配線の占用料と、水路を含めた敷地周辺を囲うように設置されたフェンスが横断している水路部分の占用料を適正に徴収すべきとの内容であった。

また、本件請求は、当該水路の占用は許可を得ず権原なく行われているので、市は申請者及び譲受者に対して、占用料相当額の損害賠償請求権等を有しているにもかかわらず行使しておらず、財産の管理を怠っているとの内容である。

前回請求と本件請求を比較すると、申請者への占用物件及びフェンス横断部分の水路占用料の適正徴収の請求から、申請者及び譲受者への権原なく行われている占用に対する占用料相当額の損害賠償請求権等の不行使の主張に変わっているものの、請求事由は水路占用に関する共通のもので、前回請求の市に対する当該水路占用料の適正徴収の措置請求には、市が占用料相当額の損害賠償請求権等を行行使しておらず、財産の管理を怠るとする本件請求も実質的にその対象として含まれているものと考えられる。

第5 結論

以上のことから、本件請求は前回請求の反復と認め、一事不再理の原則を適用し不適法なものとして却下する。

(意見)

前回請求の結果報告で、当該水路を含めた敷地周辺をフェンスで囲っているため、水路の適正な管理ができない状態で機能管理上問題があり、市はフェンスを設置した申請者及び地元と協議をし、水路の適正な管理ができる状態になるよう努められたいと意見を述べたが、具体的な改善状況は見られない。

また、前回請求以降、市は申請者から譲受者へ水路占用の権利の譲渡を許可しているが、水路占用の状況は、前回請求時と変わっていない。

再度、水路の適正管理のため、市は地元の意向を確認し、申請者及び譲受者を含めた関係者と、フェンス設置のあり方について協議を行うよう努められたい。